



香川県 中小企業者のための融資制度のご案内

がんばる中小企業者を応援します

令和3年4月

【お知らせ】

「事業承継支援融資（認定タイプ）」 を改正しました

一定の財務要件を満たす場合に、経営者保証が不要となる場合があります。（融資条件等は6ページ）

女性・若者・高齢者など独立・開業・起業をお考えの方へ 「新規創業融資」がご利用しやすくなっています

県から0.58%の保証料補給があり、保証料負担が実質ゼロでご利用いただけます。（融資条件等は4ページ）

以前に融資を受けた県制度融資の借換えや条件変更にも対応しています

以前に融資を受けた県制度融資からの借換えにもご利用いただけます。
また、合理的かつ実現性の高い経営改善計画がある場合は、最大5年間まで返済緩和（返済期間の延長・期間中の償還猶予）ができます。

セーフティネット保証制度もご利用できます

国の指定する業種の方で、売上げが減少している方などが対象です。（制度の詳細は3ページ）

香川県中小企業振興融資制度は、金融機関及び信用保証協会等の協力により実施しています。
個々の融資・保証案件につきましては、金融機関及び信用保証協会が一定の審査基準に従ってその可否を判断しており、結果としてご期待に応えられない場合もあります。ご了承ください。

香川県商工労働部経営支援課

中小企業対策相談窓口 TEL:087(832)3347

ホームページのお知らせ [香川県中小企業者融資制度](#) [検索](#) <https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/yuushi/yuushi.html>

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資に関する情報を掲載していますのでご覧ください。

利用できる方

個人・会社

下表の業種ごとに、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する会社及び個人が対象となります。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
製造業（建設業・運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 ※士業法人を含む	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

下表の業種については、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当すれば利用できる中小企業者となります。

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

組 合

中小企業等協同組合法、その他法律にもとづいて設立された信用保証の対象となる中小企業者の組合及び連合会をいいます。

その他の法人

工業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人などの場合、出資の総額に制限はありませんが、常時使用する従業員数が300人（NPO法人で小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限られます。

小規模企業者

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人。会社または個人で、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業については20人）以下の会社、個人またはNPO法人をいいます。

一部の業種を除いて、ほとんどの業種が対象となりますが、許可、認可、免許、届出などを必要とする業種については、その許認可等を受けていることが必要です。

香川県信用保証協会

県の制度融資では、原則として、信用保証協会の保証制度をご利用いただくこととなります。

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業を営んでいる方が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会の保証制度をご利用いただくことで、資金の調達がスムーズになります。

信用保証料

信用保証協会の保証をご利用の際には、その利用者負担として中小企業の経営状況に応じた率による信用保証料が必要となります。県の制度融資では、全国統一の基準の保証料率から一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

県の制度融資の保証料率

(単位：%)

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証割合100%の場合	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45
保証割合80%の場合	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40

- 貸借対照表を作成していない利用者については、区分5の料率が適用されます。
- 一部の制度やセーフティネット保証利用時では、異なる保証料率体系が適用されます。
- 保証料割引が適用される場合があります。

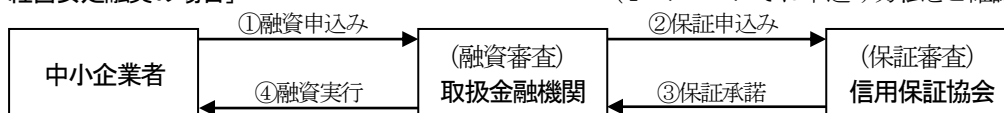
申込みの手続き

融資を希望される方は、原則として取扱金融機関の窓口で直接お申込みいただくこととなります。

ただし、一部の融資については、申込み手続きが異なりますのでご注意ください。

[例：経営安定融資の場合]

(4～7ページでお申込み方法をご確認ください)



セーフティネット保証

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。

(注：実際に保証を受けられる額は、金融機関や信用保証協会の金融上の審査（事業見通し、返済能力等）によって決められるため、無条件で保証が受けられるものではありません。)

【対象中小企業者】

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第5項の次の各号のいずれかに該当することについて、事業所の住所地を管轄する市町長から認定を受けていることが必要です。

(1)連鎖倒産防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事再生手続開始の申立等を行った指定事業者に対して 50 万円以上売掛金債権等を有している中小企業者 ○ 指定事業者に対して 50 万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が 20%以上である中小企業者
(2)取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者の近隣に事業所を有しており、当該事業活動の制限を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上(※)の見込みである中小企業者 ※平成 14 年3月より、△10%以上に緩和中。
(3)突発的災害(事故等)	○ 突発的災害(事故等)の発生した指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(4)突発的災害(自然災害等)	○ 突発的災害(自然災害等)の発生した指定地域内において、1年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の3か月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(5)業況の悪化している業種(全国的)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者 ○ 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者
(6)取引金融機関の破綻	○ 破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
(7)金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	○ 経営の相当程度の合理化を実施している金融機関に対する取引依存度が 10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比△10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者
(8)金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	○ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCC(整理回収機構)に対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者

指定業種のリストラ等は、中小企業庁ホームページ (https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) に掲載されています。

【信用保証料】

県の制度融資では、一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

セーフティネット保証にかかる県の制度融資の保証料率	0.60%
---------------------------	-------

危機関連保証

この制度は、突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により、著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。

(注：実際に保証を受けられる額は、金融機関や信用保証協会の金融上の審査（事業見通し、返済能力等）によって決められるため、無条件で保証が受けられるものではありません。)

【対象中小企業者】

金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている中小企業者であって、中小企業信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の大規模な経済危機、災害等が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月比△15%以上で、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高又は販売数量が前年同期比△15%以上の見込みであることについて、事業所の住所地を管轄する市町長から認定を受けていることが必要です。

各制度のお問合せ先

制度名等	お 問 合 せ 先	
香川県中小企業 振興融資制度等	香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ	高松市番町4丁目1-10 (東館6階) 087-832-3343
	(公財)かがわ産業支援財団 企業振興部 企業支援課	高松市林町2217-15 (香川産業頭脳化センタービル2階) 087-840-0391
	香川県信用保証協会	高松市福岡町2丁目2-2-101 (香川県産業会館1階) 087-851-0062
	商工会議所及び商工会	県内6商工会議所、県内15商工会 ※下記一覧参照
	香川県中小企業再生支援協議会	高松市番町2丁目2-2 (高松商工会議所会館3階) 087-811-5885
取扱金融機関 (県内16金融機関)	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、 香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、 高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行	
特産振興小口融資 セーフティネット・危機対応保証認定	各市町 (商工担当課)	※下記一覧参照

市町商工担当課一覧

市町商工担当課名	住 所	電話番号	市町商工担当課名	住 所	電話番号
高松市 産業振興課	高松市番町1-8-15	087-839-2411	土庄町 商工観光課	小豆郡土庄町甲559-2	0879-62-7004
丸亀市 産業観光課	丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8844	小豆島町 商工観光課	小豆郡小豆島町片城甲44-95	0879-82-7021
坂出市 産業課 企業活力推進室	坂出市室町2-3-5	0877-44-5103	三木町 地域活性課	木田郡三木町氷上310	087-891-3320
善通寺市 商工観光課	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6315	直島町 まちづくり観光課	香川郡直島町1122-1	087-892-2020
観音寺市 商工観光課	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3933	宇多津町 まちづくり課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8009
さぬき市 商工観光課	さぬき市志度5385-8	087-894-1114	綾川町 経済課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-5282
東かがわ市 地域創生課	東かがわ市湊1847-1	0879-26-1276	琴平町 観光商工課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6710
三豊市 産業政策課	三豊市高瀬町下勝間2373-1	0875-73-3012	多度津町 産業課	仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877-33-1113
			まんのう町 地域振興課	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0122

商工会議所・商工会一覧

商工会議所・商工会名	住 所	電話番号	商工会議所・商工会名	住 所	電話番号
高松商工会議所	高松市番町2-2-2	087-825-3505	高松市牟礼商工会	高松市牟礼町牟礼209-1	087-845-2835
丸亀商工会議所	丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371	高松市中央商工会	高松市香川町川東上1743-9	087-879-2498
坂出商工会議所	坂出市久米町1-14-14 坂出商工会館4階	0877-46-2701	直島町商工会	香川郡直島町2249-22	087-892-2849
善通寺商工会議所	善通寺市文京町3-3-3	0877-62-1124	綾川町商工会	綾歌郡綾川町東分乙36-1	087-878-2190
観音寺商工会議所	観音寺市坂本町1-1-25	0875-25-3073	丸亀市飯饅商工会	丸亀市飯山町川原983-3	0877-98-2236
多度津商工会議所	仲多度郡多度津町東浜6-30	0877-33-4000	宇多津商工会	綾歌郡宇多津町1900	0877-49-1311
さぬき市商工会	さぬき市志度5385-30	087-894-3888	まんのう町商工会	仲多度郡まんのう町吉野下281-1	0877-73-3711
東かがわ市商工会	東かがわ市湊1810-1	0879-25-3200	琴平町商工会	仲多度郡琴平町榎井869-5	0877-73-5525
土庄町商工会	小豆郡土庄町湊崎甲1389-12	0879-62-0427	三豊市商工会	三豊市三野町下高瀬2014-1	0875-72-3123
小豆島町商工会	小豆郡小豆島町馬木甲1032-1	0879-82-1011	観音寺市大豊商工会	観音寺市大野原町大野原1967-3	0875-54-2159
三木町商工会	木田郡三木町鹿伏220-5	087-898-0507			

ホームページのお知らせ

香川県中小企業者融資制度

検索

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/keiei/kinyu/yuushi/yuushi.html>

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資に関する情報を掲載していますのでご覧ください。